

盛岡市職員給与支給条例の一部改正について

平成 17 年 3 月 28 日

総 務 部

1 提案理由

国及び県の例に準じ、寒冷地手当の支給方法を変更するとともに、手当額の改定をするほか、必要な規定の整理をしようとするものである。

2 改正の概要

(1) 寒冷地手当の支給方法について

支給方法を、11月から翌年3月までの各月について支給するものとする。

(現行：支給日（基準日である10月9日）に一括して支給)

(2) 手当額について

職員の世帯等の区分に応じ、次のとおりとする。

世帯等の区分		支給月額	支給年額
世帯主である職員	扶養親族のある職員	17,800円	89,000円
	その他の世帯主である職員	10,200円	51,000円
その他の職員		7,360円	36,800円

(現 行)

世帯等の区分		支給額 (年額)
世帯主である職員	扶養親族が3人以上ある職員	180,200円
	扶養親族が1人又は2人ある職員	153,000円
	扶養親族のない職員	93,900円
その他の職員		64,700円

(3) 施行期日 平成 17 年 4 月 1 日

(4) 経過措置について

改正に伴い、所要の経過措置を講ずるものとする。